

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月25日
【会社名】	オリックス・クレジット株式会社
【英訳名】	ORIX CREDIT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 正敏
【本店の所在の場所】	東京都立川市曙町二丁目22番20号
【電話番号】	042(528)5990（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤田 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都立川市曙町二丁目22番20号
【電話番号】	042(528)5990（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤田 篤生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 5,000,000千円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年7月11日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成23年7月15日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成23年7月25日に振替社債の総額を決定し、引受人及び引受けの条件等を内定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）

券面総額又は振替社債の総額の欄

発行価額の総額の欄

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

償還期限の欄

償還の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託

(1) 社債の引受け

##### 3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_野で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

券面総額又は振替社債の総額の欄

（訂正前）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000千円 <u>(注)11</u>
------------------	---------------------------

（訂正後）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000千円
------------------	--------------

発行価額の総額の欄

（訂正前）

発行価額の総額（円）	金5,000,000 千円 <u>(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)</u>
------------	---

（訂正後）

発行価額の総額（円）	金5,000,000 千円
------------	---------------

利率の欄

（訂正前）

利率（％）	未定 (東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オファード・レートに0.30%を加えた率～同レートに0.80%を加えた率を仮条件とする。) <u>(注)12</u>
-------	---

（訂正後）

利率（％）	未定 (東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オファード・レートに0.30%を加えた率～同レートに0.80%を加えた率を仮条件とする。) <u>(注)11</u>
-------	---

利払日の欄

（訂正前）

利払日	毎年2月9日及び8月9日 <u>(注)13</u>
-----	---------------------------

（訂正後）

利払日	毎年2月9日及び8月9日 <u>(注)12</u>
-----	---------------------------

## 利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成24年2月9日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月9日及び8月9日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 <u>(注)13</u></p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（(注)「10 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	--

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成24年2月9日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月9日及び8月9日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 <u>(注)12</u></p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記（(注)「10 元利金の支払」）記載のとおり。</p>
---------	--

## 償還期限の欄

(訂正前)

償還期限	平成26年8月8日 <u>(注)14</u>
------	------------------------

(訂正後)

償還期限	平成26年8月8日 <u>(注)13</u>
------	------------------------

## 償還の方法の欄

(訂正前)

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成26年8月8日にその総額を償還する。(注)14 (2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記(注)「10元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	---

(訂正後)

償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成26年8月8日にその総額を償還する。(注)13 (2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記(注)「10元利金の支払」記載のとおり。</p>
-------	---

## 申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成23年8月2日(注)15
------	----------------

(訂正後)

申込期間	平成23年8月2日(注)14
------	----------------

## 払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成23年8月9日(注)15
------	----------------

(訂正後)

払込期日	平成23年8月9日(注)14
------	----------------

## 欄外注記

(訂正前)

(注)

## &lt; 前略 &gt;

- 11 ~~振替社債の総額については、上記のとおり内定しておりますが、需要状況を勘案した上で増減することがあり、平成23年7月19日から平成23年7月29日までの間に正式に決定する予定であります。~~
- 12 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年7月27日から平成23年8月2日までの間に決定する予定であります。
- 13 利払日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 14 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に変更されます。
- 15 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成23年7月15日から平成23年8月2日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成23年7月27日から平成23年8月2日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成23年8月3日から平成23年8月9日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成23年7月27日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成23年8月3日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

## &lt; 前略 &gt;

- 11 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年7月27日から平成23年8月2日までの間に決定する予定であります。
- 12 利払日については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更されます。
- 13 償還期限については、上記のとおり内定しておりますが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の3年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に変更されます。
- 14 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成23年7月15日から平成23年8月2日までを予定しておりますが、実際の利率の決定については、平成23年7月27日から平成23年8月2日までのいずれかの日を予定しております。また、払込期日についても平成23年8月3日から平成23年8月9日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は「平成23年7月27日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成23年8月3日」となることがありますのでご注意ください。

(注)11の全文削除及び12、13、14、15の番号変更

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (千円)	引受けの条件
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 1
計		5,000,000 (注) 2	

(注) 1 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはS M B C日興証券株式会社（東京都千代田区丸の内三丁目3番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成23年7月19日から平成23年7月29日までの間に決定し、平成23年7月27日から平成23年8月2日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

2 引受金額の合計額については、平成23年7月19日から平成23年7月29日までの間に正式に決定する予定であります。

3 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社に内定しているS M B C日興証券株式会社は、当社の親法人等に該当します。S M B C日興証券株式会社は、当社の親法人等である株式会社三井住友銀行の子法人等であります。当社は、本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。

（訂正後）

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (千円)	引受けの条件
<u>S M B C日興証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区丸の内三丁目3番1号</u>	<u>4,000,000</u>	<u>1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。</u> <u>2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき35銭とする。</u>
<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>東京都千代田区大手町一丁目5番1号</u>	<u>1,000,000</u>	
計		5,000,000	

- (注) 1 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、平成23年7月27日から平成23年8月2日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。
- 2 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社に内定しているS M B C日興証券株式会社は、当社の親法人等に該当します。S M B C日興証券株式会社は、当社の親法人等である株式会社三井住友銀行の子法人等であります。当社は、本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社（東京都千代田区大手町一丁目5番1号）を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事が主幹事会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が主幹事会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じております。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定します。

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

欄外注記

（訂正前）

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

（訂正後）

(注)の全文削除